

## 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成18年岐阜県条例第47号。以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に基づいて環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行う際に、生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認める措置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 不適合土砂等 別表に掲げる項目が環境基準に適合しない土砂等であって、かつ、汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる土砂等をいう。
- 二 特定措置事業 第4条若しくは第5条に定める措置を講じたうえで行う不適合土砂等の埋立て等をいう。
- 三 特定措置事業区域 特定措置事業を行う区域をいう。
- 四 汚染拡大防止措置 特定措置事業による周辺土壌及び地下水の汚染を防止する措置をいう。
- 五 公共的団体等 岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成18年岐阜県規則第208号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定されている団体をいう。
- 六 国土交通省マニュアル 「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023年版）」をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例及び規則の例による。

### (国等の協議)

第3条 国若しくは地方公共団体が規則第4条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うとき又は公共的団体等が条例第8条第1項第2号に基づく特定措置事業を行うため知事の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項について記載された協議書を提出し、知事に協議するものとする。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定措置事業区域の位置及び面積
- 三 特定措置事業の施行期間
- 四 特定措置事業に供される土砂等の量
- 五 採取場所における不適合土砂等の汚染の状況
- 六 汚染拡大防止措置の内容（特定措置事業のための運搬等による不適合土砂等の飛散防止措置を含む。）
- 七 汚染拡大防止措置後の地下水モニタリングの方法及び期間
- 八 特定措置事業に供される土砂等に係る情報及び地下水モニタリング結果の公表方法
- 九 その他知事が求める事項

(生活環境の保全上必要な措置)

第4条 規則第4条第1項第2号に定める措置とは、次の各号をいう。

- 一 国土交通省マニュアルに定める土壤等の汚染拡大防止措置
- 二 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年号外環境省令第10号）第1条第5号イの自然由来等土壌構造物利用施設に係る同第4条及び第5条の基準を満たす措置（総水銀に係る不適合土砂等を除く。）
- 三 前2号に準ずる土壤の拡大汚染を防止する効果を有する措置

第5条 条例第8条第1項第2号の生活環境の保全上必要な措置とは、次の各号をいう。

- 一 規則第4条第1項第1号に定められた措置
- 二 前条で定める措置

(意見の聴取等)

第6条 知事は、第3条に基づく協議があったときは、学識経験者に意見を聴取することができる。

(協議内容の変更)

第7条 第3条に基づく協議の内容について変更しようとするときは、あらかじめ変更の内容を知事に協議することとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

別表（第2条関係）

項目
カドミウム
鉛
六価クロム
砒素
総水銀
セレン
ふっ素
ほう素